指定給水装置工事事業者のみなさまへ

周南市上下水道局より大切なお知らせ

2019年10月1日より指定給水装置工事事業 者制度は5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期限が従来の無期限から 5 年間となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期限が異なります(下表参照)

周南市より指定を受けた日	初回更新までの有効期限
平成 15年4月1日~平成19年3月31日	2022(令和4)年9月29日まで
平成 19年4月1日~平成25年3月31日	2023 (令和5) 年9月29日まで
平成 25 年 4 月 1 日~令和元年 9 月 30 日	2024(令和6)年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、<u>郵送にて通知をします。</u>なお、郵便の不着や未更新の方への<u>再通知はいたしません。</u> 期限内に更新申請されなければ、失効しますのでご注意ください。

●更新申請に必要な書類

- ・ 指定申請書及び誓約書
- 機械器具調書
- 定款及び登記事項証明書(法人)
 又は住民票(個人)
- 選任する主任技術者の確認書類 (免状又は技術者証等)

◎その他周南市が別途確認する事項

右の回のとおり

〇指定更新手数料

•1 件につき、10,000 円(非課税) (周南市水道事業給水条例第34条 による)

- ●指定更新の要件は<u>水道法第 25 条の 3(指定の基準)</u>を準用 し、下記の確認を行います。
- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された失格要件に該当しない者

◎指定更新時に、周南市が別途確認する4項目

- ※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認
- i.指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせは 水道工務課給水担当 TEL:0834-22-8610